

有識者議員懇談会 議事概要

- 日 時 平成25年12月19日（木）10：38～11：33
- 場 所 中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室
- 出席者 久間議員、原山議員、青木議員、橋本議員、平野議員、大西議員、松元事務次官、山岸審議官

○議事概要

議題1. 労働契約法の特例について

○原山議員 本日の議題は、労働契約法の特例についてでございますが、先日12月5日に、国会において改正研究開発力強化法が成立しました。その中で労働契約法の特例及び任期法の一部改正が成立しましたので、これを受けましてその概要について、また大学の現状などを本日皆様からお話を伺いたいと思います。

文部科学省からは土屋科学技術・学術政策局長と浅田高等教育局高等教育企画課長に、厚生労働省からは村山労働基準局労働条件政策課長様に参加して頂きます。また、五神東京大学副学長と学術会議若手アカデミー委員会委員の住井東北大学大学院情報科学研究科准教授も参加して頂きます。

まず事務局からこれまでの経緯について説明をお願い致します。

<内閣府 安間参事官から説明>

○原山議員 文部科学省土屋局長から御説明頂きます。

<文部科学省 土屋科学技術・学術政策局長から説明>

○原山議員 東京大学五神副学長から御説明頂きます。

<東京大学 五神副学長から説明>

○原山議員 日本学術会議若手アカデミー委員会、東北大学大学院情報科学研究科の住井准教授から御説明頂きます。

<日本学術会議若手アカデミー委員会 東北大学大学院情報科学研究科 住井准教授から説明>

○原山議員 多面的に見なくてはいけない課題であって、表面的な、5年から10年という回避的な所がありますが、その背景にある根深い所まで今後手を打っていかないといけない。この問題というのは単純に任期付かそうでないかという話ではなくて、大学システムそのものの根底にある人の話な訳です。只今色々な側面からお話し頂きましたので、これから残された時間で議論させて頂き、引き続き総合科学技術会議としても検討事項という形でもって取り扱わせて頂ければと思います。御意見、御質問があればどうぞ。

○橋本議員 この議題の趣旨が何かコンフューズしてきました。今の、五神副学長と住井准教授のお二人のお話はもっともです。今大学では有期雇用の人が増えていて、特に若手にプレッシャーがかかっているという大変大きな問題が勿論ある訳です。しかし、この議題の趣旨は、労働契約法の特例で、緊急避難的に5年で雇止めということを回避する為に10年にしたことを御説明頂いて、それをしっかりと研究者側に理解して頂くということが目的なのではないかと思います。5年を10年にするのはとても大変だった訳です。文部科学省が中心になって、経済産業省も応援してくれ、それから何よりも、本日来られている厚生労働省の村山課長が非常に頑張ってくれた訳です。ですから今、この趣旨を明確に理解してもらうことが重要だと思っています。

五神副学長と住井准教授のお二人の話は大変大きな問題です。しかし、これは労働契約法の話ではなくて、競争的資金の在り方と大学改革そのものの問題です。これについては文部科学省が11月末に提案された大学改革の話が本丸な訳です。年俸制・混合給与の導入や、若手だけではなくシニアの人達が年俸制に変わって行って、如何に若い人達に自由度を与えていくかということをやろうということを文部科学省も提案している訳です。そういうこととあわせて、総合科学技術会議としては正面からそれを受け止めて、研究システムと、特に競争的資金の在り方と大学改革等をあわせた議論をしっかりと。10分や20分で議論出来るような話ではなくて、本格的に議論すべき話なのではないかと思っています。

我々もとても今のお二人の御指摘を分かっているつもりで、それについて大きな構えで何が本質的な問題かというのをしっかりと議論していこうとしている訳です。ですから、少し誤解を与えてしまうのではないかと思います。

○原山議員 まさにその通りです。本日はファクトとして現状を発表して頂いた上で、我々としての取組というのは今後の話であって、本日は時間が限られていますので、状況の説明ということになります。

○橋本議員 ただ、労働契約法と絡めてしまうと、話が歪んでしまいます。労働契約法は本当にごく一部の部分で、大変緊急避難的なことを、一生懸命文部科学省も厚生労働省もやって頂いた訳です。なので、是非そこはよろしく願います。

○大西議員 少し色々な議論があるのはそうかもしれないけれども、しかしこの労働契約法に関連してかなり本質的な問題、今大学が抱えている問題が明らかになったというか顕在化したという面もあるので、その点では重要な議論に、これが繋がっていかねばならないと思います。

2つ申し上げたいのですが、1つ目は、去年の5月に出した有識者議員の見解が、少し認識が甘い所があったので、前にも申し上げましたが、そこを出来れば何かこれに関連したメッセージをもう一回出すことで認識を整理した方が良いかと思えます。甘いというのは、これを読んでいくと、先程も引用されましたが、この改正前の状態でも、上手くやれば解雇することが否定される訳ではないと書いてあったのですが、実際にはそうではないという懸念があって緊急避難的な改正に繋がったのだらうと思えますので、それについて少し有識者議員としても整理をして、世の中に明らかにする必要があるのではないかということです。2つ目は、五神副学長に先程御説明頂いた資料の7ページに平成18年と平成24年の比較で教員研究員の在職状況が示されています。任期付と任期なしの合計で見ると、24年7月は約6,300人で、18年7月で約5,300人となっており、この間に1,000人ぐらい在職者が増えています。この図を見ると、明らかにその1,000人のかなりの部分は若い世代の30代から40代前半までに集中しています。恐らくこういう状況が全国の大学にあって、大学の役割には、まだ研究者になりきれないというか、成長していく段階の人達を教育したり、或いは研究の出発点の所と一緒にやっていくという機能があるので、ここが世の中の他の研究機関に比べて大学の役割としては重要だと思えます。そういう性格を大学は持っているので、それが短期雇用というか柔軟な雇用制度によって拡大されてきたというのは一つの流れであって、肯定的に捉えるべきだと思えます。しかし、その人達全部をずっと大学で抱えていく訳にはいかないもので、40代ぐらいの所から少し狭く細くなっていきます。つまり、若い人で大学にそのまま職を持ち続けられない人が出てくるということになります。しかし、せっかく育てた研究者をどうするのかという問題が残るので、その人達がそれぞれ適切な場所、大学だけではなくて色々な研究機関で、研究や活動を続けられることが制度としては非常に重要な大枠だと思うので、その意味では大学改革だけではなくて、博士、研究志向の人達を社会の色々な分野がどうやって受け入れていくのか、そういうことを少し総合的に議論しないといけないと思えます。そういう議論にこれを繋げていくことが根本的な解決ではないかと思えます。

○原山議員 第116回の総合科学技術会議本会議にて提案したように、我々はこれからイノベーションを起こす為の基盤整備をしていく訳ですが、その議論の中に、本日の御意見をまた埋め込めさせて頂ければと思っています。